

答 申

第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）が令和7年（2025年）1月28日付け令6学事文書第1481号で行った公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、令和6年12月27日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「情報公開条例」という。）第6条第1項の規定により、「全部署における2020年からの全ての会議録」に係る公文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の処分

実施機関は、本件請求に対し、開示請求書に形式上の不備があったことから、相当期間を定めて補正を求めたが、当該期間を経過しても、開示請求書の形式上の不備が補正されなかったことを理由として、本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和7年3月7日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

情報は全開示せよというものである。

2 審査請求の理由

(省略)

3 実施機関の理由説明に対する意見

(省略)

第4 実施機関の説明要旨（弁明書より抜粋）

(省略)

第5 審査会の判断

1 情報公開条例及び行手条例について

情報公開条例第6条第1項では、「開示の請求は、同項各号に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。」と定め、同項第2号で、「公文書を特定するに足りる事項」を記載事項として定めており、開示請求書には、当該記載から開示請求者が求める公文書を他の公文書と識別できる程度の記載を要することとされている。

また、同条第2項では、「実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。」と定められ、同項後段で、「この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。」と定められている。

さらに、行手条例第6条では、「申請書の記載事項に不備がないこと、（中略）その他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。」と定められている。

2 本件処分の妥当性について

本件請求の内容は、上記第2のとおり、2020年以降の知事部局の全部署における全ての会議録を求めるという包括的な請求であり、「公文書を特定するに足りる事項」としては不十分であることから、請求書の形式上の不備が認められる。

実施機関は、審査請求人に対して、請求書の補正依頼を書面にて行い、その際には、補正の参考となる情報として、県の執行機関が設置する附属機関等（各種審議会や協議会等）の会議の実施に関する報告書について、情報公開センター（山口県庁1階）で閲覧することができる旨を申し添えている。

実施機関がこうした補正依頼を行った上で、相当の期間を経過しても請求書の形式上の不備が補正されなかったことから、実施機関が、行手条例第6条により申請（開示請求）を拒否し、情報公開条例第11条第2項の規定に基づき、不開示決定を行ったことは妥当である。

3 その他

審査請求人は種々申し立てているが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、第1の審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和 7年 3月 28日	実施機関から諮問を受けた。
令和 7年 12月 12日	事案の審議を行った。
令和 8年 2月 19日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会（第一部会）委員名簿

（五十音順・敬称略）

氏 名	役 職 名	備 考
通 山 和 史	弁護士	部会長
古 林 照 己	公認会計士	
服 部 麻理子	獨協大学教授	部会長職務代理者

（令和8年2月19日現在）